

はじめに

近年、ペットとして飼養されている犬や猫の位置づけが変化し、家族の一員又はパートナーとして扱われるようになってきています。その一方で、ライフスタイルの多様化とともに、種々の環境下で犬や猫が飼養されるようになり、不適切な飼養などから、飼い主とその近隣住民などとの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになってきています。このような状況を未然に防止していくために、本市では「猫の適正飼養ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインでは、人と猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と猫が共生できるまちづくりを図るための基本的なルールを示すことを目指しました。

猫を飼養する際は、命あるものである猫の適正な飼養に責任を負う者として、動物の生態、能力、習性等を理解し、愛情をもって取り扱うことが大切です。本ガイドラインは、猫の飼い主だけでなく、これから飼い主になる人や地域の住民が、共通の理解をもって猫と接していくための方法について記載しています。

また、飼い主のいない猫に対する無責任な餌やりなどの行為により、みだりに繁殖したり、ふん尿による被害が増加したりするなど、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があります。この問題についても十分に留意する必要があることから、本ガイドラインでは、飼い主のいない猫に接する人のルールについても記載しています。

本ガイドラインを活用していただき、猫の習性や適正な飼養及び管理の重要性について、市民の皆様のご理解を深めていただければ幸いです。